

令和3年4月19日

太陽光発電施設設置者
及び設置予定者 各位

高森町長 壬生 照玄

太陽光発電施設用地に対する固定資産税（土地）の評価について

平素、高森町の税行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農地は、農地法により家屋が建てられないなど利用方法が制限されていることから、固定資産税の評価額は宅地に比べて著しく低く抑えられています。したがって、農地転用が許可され制限が解かれた土地は、基本的に宅地に比準した評価となります。

また、転用許可後の土地は、田畑として耕作しても農地台帳へ記載されない限り地目及び評価は農地となりません。転用許可申請の際には、産業課及び税務会計課へご相談いただくことをお勧めいたします。

再生可能エネルギー発電には土地以外に対しても様々な税金が関わってまいりますので、参考として別紙チラシ『再生エネルギー発電設備に関する税金』もご覧ください。

記

- ・ 転用許可後も田畑として使用している土地は、宅地介在農地として宅地の70%を目処に評価します（除かれた30%は造成費の価値を見込んだものです）。
- ・ 太陽光発電施設用地は、地目が雑種地となります。評価は、宅地介在農地に準じますが、平地や敷き砂利等造成がある場合は、宅地の70～90%で評価します。

お問い合わせ

下伊那郡高森町役場

【固定資産税・個人住民税】

税務会計課 税務会計係

TEL0265-35-9413

【農地転用・農地台帳】

産業課 農業委員会

TEL0265-35-9405